

平成25年6月（第6回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成25年6月18日（火）14:00～15:25
宇部市港町庁舎 2階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長
水田 和江 委員
三原 節子 委員
赤川 宏 委員
白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、金重総務課長、安田学校教育課長、中野学校給食課長、松尾図書館長、貞永学校教育課長同格、西村総務課長補佐、濱原総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣旨

委員長： ただいまから、平成25年6月18日の第6回教育委員会会議を開催いたします。本日は5人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日は、傍聴の申し出はありませんでした。

次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第4回の会議録について、ご意見等ありましたか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議がありませんので、第4回会議録については承認とさせていただきます。

また、前回の第5回の会議録については机上に配付しています。次回会議までにご覧いただき、次回の会議でご承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は三原委員をお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第17号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」、「議案第18号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」の2件と、その他の事項として「宇部市学校運営協議会委員について」、「6月議会の報告について」及び「寄附の報告について」の3件となっております。

委員長： それでは議案の審議に入りますので、「議案第17号 宇部市学校給食運営委員会委員の委嘱について」審議したいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局： 小中学校給食の円滑な運営を図るため、宇部市学校給食運営委員会規程に基づいた委員会を設置していますが、その委員の任期が6月30日までとなっておりますので、新たに委員を委嘱するものです。任期につきましては、平成25

年7月1日から平成26年6月30日までの1年間となっています。

(資料1の委員名簿に基づき、新委員についての説明を行う。)

委員長：事務局から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

委員：委員の中に以前、保育関係者の方はいませんか。

事務局：委員会の委員は、規程第3条に定める関係者から選任することとなっており、これまでに委嘱したことはありません。

委員：幅広い関係者との連携も大事と思いましたので、必要に応じてご検討をお願いします。

事務局：今後、検討していきたいと思います。

委員：PTA連合会から4名の方が選出されていますが、どこの学校の方ですか。

事務局：西宇部小学校、琴芝小学校、神原中学校、黒石中学校のPTAの関係者の方です。

教育長：西岐波や厚南の共同調理場では学校長が調理場の所長を兼務していますが、西岐波では毎日2,500食の給食が作られ近隣校に配送されています。自校以外の学校や児童生徒にも関係してくることから、危機管理の面で責任が重いと以前の校長からも聞いており、今後、兼職を見直していくことも必要ではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

事務局：新しい人員の配置については、考えていく必要があると認識しており、総務管理部には相談していますが、共同調理場の所長の業務がどの程度あるのか、具体的に数値等で示していかないと新たに人を配置することは難しいと言われております。

教育長：例えば、学校教育課長などに兼務させることは難しいのでしょうか。

事務局：事務的には条例等を改正すれば、事務局の職員を所長にすることは可能ですが、実務として現場にいない者を所長にすることが、適切であるかどうか判断していく必要もあります。

教育長：通常の業務については問題無いと思いますが、万が一の事故があった場合の対応については、十分な体制がとれますよう、引き続き検討をよろしくをお願いします。

委員長：他にご意見がなければ、議案第17号は原案のとおり承認したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長：議案第17号については、承認とさせていただきます。今後も安心・安全な学校給食の提供が行えますよう、ご尽力のほどよろしくお願いします。

次に「議案第18号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。

事務局：宇部市立図書館協議会委員については、平成24年の5月(第6回)の会議において平成24年6月1日からの2年間の承認を受けておりますが、このたび、2名の委員の方から辞任願の提出がありました。このため、新しい委員の方を任命する必要がありますので、ご審議していただくものであります。

なお、任期につきましては、承認されました日から辞任された委員の残任期

間であります平成26年5月31日までとなります。

(資料2に基づき、新しい委員候補者の説明を行う。)

委員長：事務局から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

委員：協議会委員の設置目的や役割について、条例や規則には書かれていませんが、別に法律等で定められているのですか。

事務局：図書館法第14条第2項に、「図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」と定められています。

委員長：協議会は何回くらい開催しているのですか。

事務局：平成24年度は、今後の市立図書館の運営方法について検討していただくため2回開催しましたが、通常は年1回です。

委員長：PTA連合会から推薦された方は、先ほどの学校給食運営委員会の委員としても承認しましたが、兼務されても問題はありますか。

事務局：特に、問題はありません。

委員長：他にご意見等がなければ、「議案第18号 宇部市立図書館協議会委員の任命について」は原案のとおり承認したいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長：議案第18号については、承認とさせていただきますので、今後は事務局において必要な手続きをお願いします。

続いて、その他の事項の「宇部市学校運営協議会委員について」について事務局から説明をお願いします。

事務局：地域に開かれた信頼ある学校づくりを進めるため、今年度から全小中学校においてコミュニティ・スクールの取組を始めています。このたび文部科学省の指定を受けている琴芝小学校及び上宇部中学校の2校を除く、35校から委員の推薦書が整いましたので報告させていただきます。

(資料3に基づき、コミュニティ・スクールの概要及び委員の説明を行う。)

委員：協議会は学校運営の状況を評価し、学校の教育目標や経営方針も決めていかなければならない組織ですが、自身も適切に行動していかないとはいけません。

その委員を任命するにあたり、推薦理由として、地域代表や保護者代表、学校関係者としか記載されていないのでは、協議会委員として適任であるかどうか判断していくことができません。

また、これからコミュニティ・スクールを進めていく上で、協議会を客観的に評価したり、教育委員会の指導体制も必要ではないでしょうか。

事務局：教育委員会の指導体制については、必要に応じて協議会及び校長に対して指導や助言ができるように規則で定めており、実際に指導主事が全ての協議会に出向き相談を受けたり、指導できる体制はできています。

教育長：各学校からは検討されて委員を推薦されていると思いますが、一部の学校において、充て職や年齢層が高い委員で構成されている学校が見られます。今後事業を取り組んでいく中で、任命する委員の基準を定めたり、委員の研修会等

も必要ではないかと思っています。

現在、提出されている推薦理由が明瞭でない学校については、再提出させてもよいのではないのでしょうか。

事務局： 委員を選任した理由が分かりにくい学校については、再度こちらから推薦理由の説明を求めていきます。

委員の選任基準や協議会のチェック機能等については、これから事業を展開していく中で、規則の改正も含め研究していきたいと思います。

委員： 委員の中に校長が含まれている学校とそうでない学校がありますが、どのように考えればよいのでしょうか。

事務局： 校長は必ず会議に出席することになりますが、委員としての任命はありませんので、学校に新たためて通知するとともに、事務局においても整理させていただきます。

委員： 小羽山小学校は11名の委員のうち、5名が学校関係者となっており、協議会として適切といえるのでしょうか。

事務局： これから会議を開催していく中で、協議会の運営状況等を確認しながら、必要であれば指導していきたいと思います。

委員： 今の段階では、想定できない問題や課題も発生してくると思いますが、コミュニティ・スクールがどのような活動を行っていくのか、保護者や地域に分かるように焦点を定めて行わなければ、やる意味がありません。各学校では具体的に変わったところが、保護者や地域の方に分かるような目標に対する評価も必要だと思います。

事務局： 各学校では年度当初に校長が「学校評価書」というのを作成しますが、評価書にはその年度の学校課題や、課題に対する評価ができるように作ってあります。3～4段階で評価することができるようになっており、その達成度合いで判断していくことはできると思いますので、校長はそれを協議会に示していくこととなります。

委員： 協議会には実効性のある活動をしていただきたいと思いますので、委員の方も地域としてどんな協力ができるのか、また、学校の状況や子どもたちの生活の変化が分かって意見が言えることが大事と思っています。今の委員の中には障害のある子どもたちに関わっている特別支援学級の先生や、親の会などの方は含まれていないと思いますし、できれば学童の支援員さんや子どもを見守る視点のある方に参加していただきたいと思います。

教育長： コミュニティ・スクールは既にスタートし、これからの活動を見ながら、規則や委員選定等も見直していかないといけないと思いますが、それとは別に今から進めていく「協育ネット」には、そういう人達を入れていかないといけないと思っています。

委員： コミュニティ・スクールは学校運営に関わる大事な取組です。その委員については、もう少し慎重に審議すべきだったのではないのでしょうか。

事務局： 学校の人事異動や団体の役員等に変更があったことから、本教育委員会会議での報告とさせていただきます。

教 育 長： 今年度からスタートする取組でもあり、皆さん年度当初は特に他の業務も多くありますので、任命時期を遅くしても良かったかもしれませんね。

委 員 長： 委員の任命などは、事前の準備や調整が必要だと思いますので、今後は適切に行っていただきたいと思います。

なお、個々の委員の委嘱については異議が無いようですので、事務局においては必要な手続きをお願いします。

次に「6月議会の報告について」説明をお願いします。

事 務 局： 6月定例会市議会の一般質問が、6月5日から7日までありました。その中で、教育委員会に関連する質問が8人の議員から、27点の質問がありました。質疑応答については、資料4に記載しておりますので、中身を確認していただいて、ご質問等ありましたら、ご連絡もしくは次回の会議で質問していただければと思います。

委 員 長： 皆さんよろしいですか。

(全委員異議なし)

委 員 長： 次に「寄附の報告について」をお願いします。

事 務 局： (資料5に基づき、報告を行う。)

委 員 長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。